

(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業計画段階環境配慮書について
の知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 方法書においては、対象事業実施区域の設定経緯を丁寧に記載すること。また、風力発電機の配置、海底ケーブルの敷設位置や陸揚げ地点、工事計画などの事業計画をできる限り具体的に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 動物、植物

事業実施想定区域及びその周辺における鳥類、海棲哺乳類、魚類等の生息状況の情報が少ないことから、動物及び植物の調査、予測及び評価に当たっては、以下の事項に留意しつつ、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な手法を検討すること。

- ・ 事業実施想定区域及びその周辺はサシバ等の鳥類の移動経路となっている可能性があること
- ・ 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う水中音の発生等による海棲哺乳類、魚類等への影響が懸念されること
- ・ 海底ケーブルの陸揚げ地点が想定される事業実施想定区域北側の海岸には、ウミガメの産卵地が存在するなど、希少な動植物が生息・生育している可能性があること

3 景観

事業実施想定区域周辺に主要な眺望点が存在し、施設の存在に伴う景観への影響が懸念されることから、景観への影響に配慮した事業計画とすること。

4 その他

方法書以降の図書の作成及び公表に当たっては、住民等の意見に配慮し、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。